

うるま市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

1 行動計画策定の背景

平成25年4月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な事項を示す市の行動計画を策定することとなった。

なお、本行動計画は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて作成している。

2 行動計画(案)の概要

(1) 対象とする感染症

- ① 新型インフルエンザ
- ② 再興型インフルエンザ(過去に世界で流行したインフルエンザ)
- ③ 新感染症(その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの)

(2) 基本的な方針

① 対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 対策の基本的な考え方

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

(3) 本編の構成

はじめに (1頁～2頁)	特措法の制定、取組の経緯、行動計画の作成
基本的な方針 (3頁～17頁)	対策の目的及び基本的な方針、基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定等、対策推進のための役割分担、行動計画の主要6項目 〔主要6項目〕 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、 ④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定確保
各段階における対策 (18頁～39頁)	新型インフルエンザ等の発生段階ごとに、主要6項目の対策を規定(別表) 〔発生段階〕 未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生期、 県内感染期、小康期

(4) 対策実施上の留意点

① 関係機関相互の連携協力確保

市、県、国の対策本部は、相互に緊密な連携を図り、市対策本部長は、必要がある場合には、県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

② 記録の作成・保存

発生した段階から市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。また、第二波に備えるため対策の第一波の評価を行う。

発生段階ごとの主な対策

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
状 況	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
対策の考え方	・事前の準備 ・継続的な情報提供	・積極的な情報収集 ・サーベイランス等の強化 ・体制の整備	・県内の発生に備えて体制の整備を維持	・流行ピークの遅延対策 ・感染期の準備、整備	・対策を感染拡大防止から被害軽減へ転換 ・医療体制・市民生活・市民経済の維持	・第一波からの早期回復 ・第二波発生の早期探知
① 実施体制	・市行動計画策定 ・業務継続計画策定 ・体制整備や訓練の実施	・市連絡会議にて対策を講じる。	・市連絡会議にて対策を講じる。	沖縄県新型インフルエンザ等対策地方本部を設置した場合は連携を図る ・緊急事態宣言にあわせて市対策本部を設置 ・緊急事態宣言にあわせて市対策本部を設置		緊急事態宣言が解除された場合、対策本部廃止
② サーベイランス・情報収集	・県等から情報収集 ・通常のサーベイランス	・国内発生に備えたサーベイランスの強化	・国や県が発表する必要な情報を収集する。	・国や県が発表する発生状況、ワクチンの有効性・安全性等について必要な情報を収集する。	・国や県が発表する発生状況、迅速診断キットの有効性等の収集をする。	・国や県が発表する必要な情報を収集する。
③ 情報提供・共有	・市民への情報提供 ・情報提供体制整備	新型インフルエンザ相談センターの設置(電話相談等) ・情報提供、情報共有		・情報提供、情報共有 ・新型インフルエンザ等の感染対策の情報提供 ・相談窓口等の体制強化(Q&A活用)	・情報提供、情報共有 ・新型インフルエンザ等の感染対策の情報提供 ・相談窓口等の体制強化(Q&A活用)	・第二波発生の注意喚起
④ 予防・まん延防止	基本的な感染予防対策の啓発 ・予防接種体制整備(特定接種・市民への予防接種)	・特定接種の開始 ・市民への予防接種の準備 ・プレバンデミックワクチンの供給が可能になり次第住民接種を開始する。	・特定接種の実施 ・プレバンデミックワクチンの供給が可能になり次第住民接種を開始する。	特定接種・住民接種の実施 県民の行う外出自粛、施設の使用制限等への協力		
⑤ 医療	・原則として、保健所を中心に設置される地区医師会、中核的医療機関、消防等の関係者からなる対策会議において、地域の実情に応じた医療体制の整備へ協力する。	帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置 ・新型インフルエンザ等の症例定義の周知		・ひきつづき帰国者・接触者相談センターの周知	・一般の医療機関での患者の診療に切り替え ・在宅医療患者等への支援	・発生前の通常の医療体制に戻し、市民へ周知する。
⑥ 市民生活・市民経済の安定の確保	・要援護者への生活支援の検討・調整 ・火葬能力の把握 ・物資、資材の備蓄	・従業員の健康管理 職場の感染対策の徹底の周知	引き続き従業員の健康管理、職場の感染対策の徹底の周知 登録事業者等に事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請 遺体を一時的に安置できる施設等の確保	消費者としての適切な行動の呼びかけ(各種サービス水準の低下周知) 水の安定供給・生活関連物資の価格安定等の要請 犯罪予防の呼びかけ 要援護者への生活支援 埋葬・火葬の特例、遺体一時保管場所の確保		緊急事態措置の縮小・中止